

| | | |
|---|----------------|-------------------------------------|
|  | <h1>鳥取県公報</h1> | 平成 19 年 12 月 28 日(金) 第 7 9 5 3 号 |
| | | 毎週火・金曜日発行 |

目 次

| | |
|--------|--|
| ◇ 告 示 | 収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (1079) (指導管理課) 2 |
| | 保安林の指定予定 (2 件) (1080・1081) (森林保全課) 2 |
| ◇ 公 告 | 保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (4 件) (森林保全課) 3 |
| ◇ 調達公告 | 一般競争入札の実施 (情報政策課) 10 |

告 示

鳥取県告示第 1079 号

鳥取県収入証紙規則（昭和 39 年鳥取県規則第 17 号）第 12 条第 3 項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成 19 年 12 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 指定番号 | 名称 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|------|-------------------|---------|-----------------|-------------------|----------------------|
| 468 | 株式会社島根銀行 角盤町支店 | 売りさばき場所 | 米子市角盤町三 丁目 7 | 米子市錦町三丁 目 68—8 | 平成 19 年 12 月 10 日 |

鳥取県告示第 1080 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡南部町下中谷字ヒガラシ450の1、454の1、字カンナ山459の2、460の1、462の1、463、464、465の1から465の3まで、字ヒガラシ中466、468の1、468の5、469の1から469の8まで、470から473まで、字ヒガラシ奥474から477まで、479、480、字荒田尻481、482、字奥山488、字荒田489から494まで、字井ノ上山496から498まで、字菅沢山499から504まで、字トチウ谷山697

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 1081 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡南部町下中谷字ヒガラシ 449 の 1、字トチウ谷奥 719 の 7、上中谷字早稲谷 959 の 3、字早稲谷奥 960 の 1、961、961 の 1、962、964 の 1、965 から 968 まで、字早谷山奥 969 の 1、969 の 3、969 の 5、字野路山 972、973 の 1、973 の 3、974、975、977 の 1、977 の 3、字奥釜ヶ谷 978 の 1、978 の 3、979、981、字アラ田塚山 983 の 1、985 の 1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 12 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 12 月 7 日付鳥取県告示第 1022 号)の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

| | |
|-------|------------------------|
| 田中 勝男 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字高畑 914 の 9 |
| 〃 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字高畑 914 の 14 |
| 糸井 義光 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字高畑 914 の 27 |
| 森田 繁男 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字高畑 914 の 28 |
| 西浦 豊蔵 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字高畑 914 の 31 |
| 田中 勝 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字高畑 914 の 33 |

| | |
|-------|-------------------------|
| 山根 正雄 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字高畑 914 の 34 |
| 大橋 秀男 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字高畑 914 の 36 |
| 岸本 節雄 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字高畑 914 の 37 |
| 山根 昌子 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字高畑 914 の 43 |
| 中尾 清治 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字高畑 914 の 46 |
| 岸本 修 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字高畑 915 の 2 |
| 中尾 清治 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字高畑 915 の 3 |
| 門村 一明 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字高畑 915 の 9 |
| 銀杏 稔 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字高畑 915 の 11 |
| 諸鹿 石蔵 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字高畑 915 の 18 |
| 岸本 節雄 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字高畑 915 の 20 |
| 大橋 秀男 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字高畑 915 の 45 |
| 田中 勝 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字高畑 915 の 46 |
| 大橋 秀男 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字高畑 915 の 47 |
| 〃 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字高畑 915 の 57 |
| 〃 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字高畑 915 の 60 |
| 〃 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字高畑 915 の 62 |
| 西浦 藤蔵 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字高畑 915 の 63 |
| 田中 利行 | 〃 |
| 諸鹿 石蔵 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字ヘシ路 921 の 10 |
| 〃 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字ヘシ路 921 の 11 |
| 〃 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字ヘシ路 921 の 12 |
| 田中 勝 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字ヘシ路 921 の 16 |
| 田中 真次 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字ヘシ路 921 の 22 |
| 大橋 秀男 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字ヘシ路 921 の 25 |
| 中尾 清治 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字ヘシ路 921 の 28 |
| 山根 昌子 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字ヘシ路 921 の 31 |
| 諸鹿 石蔵 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字ヘシ路 921 の 33 |
| 毛利 嘉宏 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字ヘシ路 921 の 35 |
| 田中 勝 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字ヘシ路 921 の 36 |
| 諸鹿 石蔵 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字ヘシ路 921 の 40 |
| 田中 勝 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字ヘシ路 921 の 55 |
| 中尾 清治 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字ヘシ路 921 の 57 |

| | |
|-------|-------------------------|
| 田中 勝 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字ヘシ路 921 の 58 |
| 西浦 豊蔵 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字ヘシ路 921 の 62 |
| 田中 真次 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字ヘシ路 921 の 63 |
| 中村 定蔵 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字ヘシ路 921 の 64 |
| 諸鹿 石蔵 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字ヘシ路 921 の 68 |
| 諸鹿 敏夫 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字ヘシ路 921 の 69 |
| 諸鹿 石蔵 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字ヘシ路 921 の 70 |
| 諸鹿 敏夫 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字ヘシ路 921 の 71 |
| 盛田 栄一 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字ヘシ路 921 の 72 |
| 〃 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字ヘシ路 921 の 73 |
| 諸鹿 石蔵 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字ヘシ路 921 の 74 |
| 諸鹿 敏夫 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字ヘシ路 921 の 75 |
| 西浦 藤蔵 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字ヘシ路 921 の 77 |
| 諸鹿 石蔵 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字ヘシ路 921 の 86 |
| 田中 勝 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字ヘシ路 921 の 88 |
| 〃 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字ヘシ路 921 の 93 |

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 若桜町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 12 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 12 月 7 日付鳥取県告示第 1023 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

| | |
|-------|--------------------------|
| 安藤 節子 | 倉吉市関金町山口字西大河原 839 の 11 |
| 前田 治政 | 〃 |
| 大庭幸三郎 | 〃 |
| 一二三蔵光 | 倉吉市関金町山口字西大河原 839 の 12 |
| 後藤 博行 | 倉吉市関金町山口字西大河原 839 の 13 |
| 〃 | 倉吉市関金町山口字西大河原 839 の 14 |
| 〃 | 倉吉市関金町山口字西大河原 839 の 15 |
| 森山 国延 | 倉吉市関金町山口字西大河原 839 の 17 |
| 森山 岩雄 | 倉吉市関金町山口字西大河原 839 の 19 |
| 森山 国延 | 〃 |
| 山本 康義 | 倉吉市関金町山口字山東大河原 1054 の 3 |
| 西田 勇 | 〃 |
| 後藤 博行 | 倉吉市関金町山口字山東大河原 1054 の 6 |
| 山本 康義 | 倉吉市関金町山口字山東大河原 1055 の 6 |
| 西田 勇 | 〃 |
| 後藤 博行 | 倉吉市関金町山口字山東大河原 1055 の 8 |
| 〃 | 倉吉市関金町山口字山東大河原 1055 の 9 |
| 山本 康義 | 倉吉市関金町山口字山東大河原 1055 の 12 |
| 西田 勇 | 〃 |
| 河嶋 寿治 | 倉吉市関金町山口字山白水 1154 の 1 |
| 高橋 猪熊 | 〃 |
| 青木 艶子 | 〃 |
| 前田 治政 | 〃 |
| 飛田喜久紀 | 〃 |
| 加藤 肇 | 倉吉市関金町山口字山白水 1154 の 4 |
| 前田 治政 | 倉吉市関金町山口字本谷 1943 の 2 |
| 安藤 義則 | 倉吉市関金町山口字本谷 1943 の 3 |

| | |
|-------|------------------------|
| 〃 | 倉吉市関金町山口字本谷 1943 の 5 |
| 河嶋 寿治 | 倉吉市関金町山口字浅井川東 2031 の 8 |
| 高橋 猪熊 | 〃 |
| 青木 艶子 | 〃 |
| 前田 治政 | 〃 |
| 宮本 公望 | 倉吉市関金町堀字大捨 48 の 5 |
| 宮本 仁 | 〃 |
| 小椋万四郎 | 〃 |
| 武中 治寿 | 〃 |
| 新 正江 | 倉吉市関金町堀字小桜 138 の 41 |
| 〃 | 倉吉市関金町堀字小桜 138 の 43 |
| 〃 | 倉吉市関金町堀字西中峯 141 の 5 |
| 前田 恒造 | 倉吉市関金町堀字塔ウ谷 146 の 18 |
| 宮本 久代 | 倉吉市関金町堀字中山道峯 1259 の 5 |
| 増田 正 | 倉吉市関金町堀字二本棚 2450 の 1 |
| 渡辺 栄 | 倉吉市関金町堀字二本棚 2450 の 6 |
| 谷本 林造 | 倉吉市関金町堀字下り渡り 2451 の 16 |
| 増田 正 | 倉吉市関金町堀字下り渡り 2451 の 20 |

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備えて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 倉吉市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 12 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 12 月 7 日付鳥取県告示第 1024 号）の内容

(告示の内容)

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

| | |
|-------|-----------------------|
| 井前 泰蔵 | 倉吉市関金町福原字水無瀬原 130 の 5 |
| 〃 | 倉吉市関金町福原字水無瀬原 134 |
| 〃 | 倉吉市関金町福原字水無瀬原 135 の 1 |

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 倉吉市役所

- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 12 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 12 月 7 日付鳥取県告示第 1025 号）の内容

(告示の内容)

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

| | |
|-------|-----------------------|
| 天野 増蔵 | 倉吉市関金町野添字向河原 159 の 4 |
| 門木 猛 | 倉吉市関金町野添字向河原 159 の 5 |
| 天野 増蔵 | 倉吉市関金町野添字向河原 159 の 13 |
| 岩田 恵蔵 | 倉吉市関金町堀字瀬波戸 2457 |
| 小椋 修身 | 〃 |
| 大本 重良 | 〃 |
| 岩田 恵蔵 | 倉吉市関金町堀字下畑 2458 の 1 |
| 小椋 修身 | 〃 |
| 大本 重良 | 〃 |
| 岩田 恵蔵 | 倉吉市関金町堀字横路 2460 の 5 |
| 小椋 修身 | 〃 |
| 大本 重良 | 〃 |
| 木村 昌訓 | 倉吉市関金町堀字堀越 2465 の 4 |
| 〃 | 倉吉市関金町堀字堀越 2465 の 6 |

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

| | |
|-------|-------------------------|
| 小椋 重春 | 倉吉市関金町野添字大山 2 |
| 天野 栄一 | 〃 |
| 天野 遠治 | 〃 |
| 天野 市治 | 〃 |
| 天野 庄市 | 〃 |
| 天野 竹多 | 〃 |
| 天野 房市 | 〃 |
| 門木 猛 | 〃 |
| 中田保太郎 | 倉吉市関金町堀字行司ガ平ル 2466 の 26 |

| | |
|-------|-----------------------|
| 山根 棟子 | 倉吉市関金町堀字上ノ平ル 3521 の 2 |
|-------|-----------------------|

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備
え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 倉吉市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 12 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

ア 借入物品 インターネット放送局サーバ等機器 一式

イ 購入物品 インターネット放送局サーバ等機器に係るソフトウェア 一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

(4) 納入期限

平成 20 年 3 月 31 日（月）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品に係る 1 月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がリース・レンタルに登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 20 年 1 月 17 日（木）午後 4 時までに 4 の（2）の場所に提出すること。

- (3) 平成 19 年 12 月 28 日（金）から平成 20 年 2 月 1 日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県企画部情報政策課

4 入札手続等

- (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県企画部情報政策課

電話 0857-26-7849

電子メールアドレス jouhou@pref.tottori.jp

- (2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

- (3) 入札説明書の交付方法

(1) の場所で平成 19 年 12 月 28 日（金）から平成 20 年 1 月 11 日（金）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第 5 号）に規定する鳥取県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

- (4) 郵便等による入札

不可とする。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 20 年 2 月 1 日（金）午後 2 時

鳥取県庁第 1 会議室（鳥取県庁本庁舎地下 1 階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4 の（1）の場所に平成 20 年 1 月 24 日（木）午後 4 時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に 60 月を乗じて得た金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもつ

て入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に 60 月を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 2 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。